

(5) 困ったときは

給料を払ってもらえない、仕事の内容が違ふ、セクハラやいじめを受けたときなど、困ったときは、相談してください。

☆参考サイト

厚生労働省「相談機関のご紹介」



<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html>